

## グループ法人単体課税制度②

平成22年4月1日または平成22年10月1日から、該当企業については、『グループ法人単体課税制度』が強制適用されています。

まずは、対象となる法人の範囲を検討します。

『一の者』 『グループ法人単体課税制度』は、『一の者』との間に『完全支配関係』にある法人に対して適用されます。

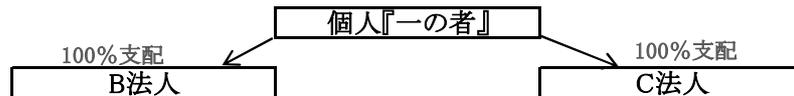
この『一の者』が、『個人』の場合にも、この税制の適用があります。

具体的には、**個人による完全支配関係**のパターンは、下記のように分けられます。

先の法人が『一の者』のような直接支配はこの税制には関係ありません。



### ① 兄弟会社



B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

### ② 間接支配



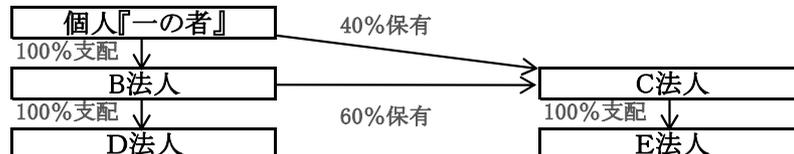
B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

### ③ 間接支配



B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

### ④ 間接支配

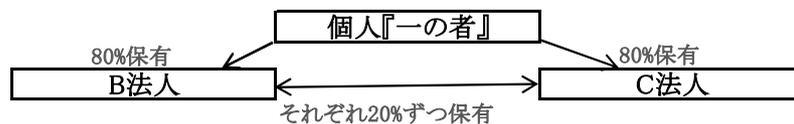


B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

D法人とE法人との関係が個人による完全支配関係となる。

BとD, CとEについては、②の例より個人による完全支配関係であり、法人による支配関係にはならない。

### ⑤ 資本関係がグループ内で完結している法人の例⑤の場合は



国税庁8月10日情報は、この点については触れていない。

疑問点にしておきたい。